

# 相続預金手続き

## ケース別

### 必要書類&注意点

第9回の  
ケース

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®  
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

遺産分割に関する調停や審判があった場合に  
準備したく書類と注意点は?



## 遺

言書がない場合の遺産分割  
手続きでは、相続人全員で

遺産分割協議を行う必要がありま  
す。しかし、必ずしも相続人間で  
合意できるとは限りません。まと  
まらない場合、家庭裁判所が関わ  
る遺産分割の「調停」「審判」の  
制度を利用することになります。  
この制度を利用する場合は通  
常、調停手続きから始まり、調停  
が不調となると審判に移行するケ  
ースが多くなっています。

遺産分割調停は、家事審判官1  
名と客観的な立場の家事調停委員  
2名に間に入ってもらい、当事者  
である相続人どうしが裁判所で話  
し合う手続きです。公開の法廷で  
争うものではなく、非公開の部屋  
で行われるので、秘密が第三者に  
漏れることはありません。相続人  
間で合意に至った場合には、その  
内容が調停調書に記載されます。

### サンプル1 遺産分割調停調書 謄本

調 書 (成 立)			
事件の表示	令和3年(家イ)第34号	遺産分割調停事件	
当事者等 及びその 出頭状況	本 籍 住 所	佐賀県佐賀市栄町1丁目2番3号	佐賀県佐賀市栄町1丁目2番3号
	申立人	近代一郎(出頭)	
	右代理人弁護士	古代いたる(出頭)	
本 籍 住 所	本 籍 住 所	長崎県長崎市相生町9丁目8番7号	長崎県長崎市相生町9丁目8番7号
	相手方	近代二郎(出頭)	
	右代理人弁護士	現代進(出頭)	
本 籍 最後の住所	佐賀県佐賀市栄町1丁目2番3号	本籍と同じ 被相続人 近代太郎(令和3年2月15日死亡)	
期 日	令和3年4月22日	午後1時30分	
場 所	佐賀家庭裁判所		
家事審判官	熊元 五郎	家事調停委員	大板 直美
裁判所書記官	福丘 博		竜島 さくら
下記条項のとおり調停が成立した。			
佐賀家庭裁判所 裁判所書記官 福丘 博			
調 停 条 項			
1 当事者双方は、被相続人近代太郎(令和3年2月15日死亡)の遺産が別紙物件目録記載のとおりであることを確認し、これを次のとおり分割する。			
(1) 同日録1記載の土地及び同日録2記載の建物は、近代一郎の単独取得とする。			
(2) 同日録2記載の肥前銀行佐賀支店の預貯金は、近代二郎の単独取得とする。			
2 以上をもって本件遺産分割に関し一切解決したものとし、上記条項のほか、相互に債権債務の存在しないことを確認する。			
令和3年4月22日 佐賀家庭裁判所 家事審判官 熊元 五郎			
上記は謄本である。			
同日同庁 裁判所書記官 福丘 博 ㊞			

調停が成立した際に作成される  
調停調書は、相続人全員がその内  
容で合意した旨を家事審判官が証  
明する様式です(サンプル1)。

調停調書には法的な効力があり、  
この調書をもって相続預金の名義  
変更等を進めることができます。

なお、遺産分割調停が不調に終  
わった場合、その事案は遺産分割  
審判に移行します。

協議がまとまらない場合  
家事審判官が審判を下す

遺産分割審判では家事審判官の

進行のもと各相続人が主張を繰り返します。その一方で、随時話し合いによる解決の機会がもたれることとなります。審判手続中に話し合いがうまくいった場合には、調停が成立したものととして、裁判所によって調停調書が作成され、審判は終了します。

双方の話し合いがまとまらない場合には、最終的に家事審判官が審判を下すこととなります。この審判の内容について記されたのが審判書です（サンプル2）。

なお審判の告知日から2週間は、これに不服のある相続人が即時抗告するための期間とされています。審判告知日から2週間を経過して、即時抗告がなければ、その審判の内容で確定します。

審判書の文中に「審判が確定した」旨の記載がない場合には、審判確定証明書（サンプル3）も併せて相続預金の名義変更等を進めることとなります。審判確定証明書は、当事者が家庭裁判所で申請しないと交付されませんので注意が必要です。

88

## 図表 遺産分割に関する調停や審判があった場合の必要書類など



### ①相続届

預金の相続人に記入・実印を押印してもらう

**!** 預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある

### ②預貯金を相続する人の印鑑登録証明書

住所地の市区町村役場等にて取得してもらう（1通300円～）

マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある

発行後6ヵ月以内

**!** 「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう

### ③調停調書謄本または審判書謄本

家庭裁判所にて交付される

審判書に確定表示がない場合は、さらに審判確定証明書が必要

**!** 審判確定証明書は申請しなければ交付されない。発行手数料150円は、収入印紙で支払う

### ④相続預金の通帳・キャッシュカード

**!** 貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

**!** 通帳や証書等が見つからない場合は、喪失届などの提出を求める

### サンプル2 遺産分割審判書 謄本

令和3（家）第67号 遺産分割申立事件  
審判

本籍 佐賀県佐賀市栄町1丁目2番3号  
住所 佐賀県佐賀市栄町1丁目2番3号  
申立人 近代一郎（出頭）  
右代理人弁護士 古代いたる（出頭）  
～ 省略 ～  
主文

1 被相続人近代太郎（令和3年2月15日死亡）の遺産を次のとおり分割する。  
（1）同日録1記載の土地及び同日録2記載の建物は、近代一郎の単独取得とする。  
（2）同日録2記載の肥前銀行佐賀支店の預貯金は、近代二郎の単独取得とする。

2 以上をもって本件遺産分割に関し一切解決したものとし、上記条項のほか、相互に債権債務の存在しないことを確認する。  
～ 省略 ～  
よって、主文のとおり審判する。

令和3年12月12日  
佐賀家庭裁判所 家事審判官 熊元 五郎  
上記は謄本である。  
同日同庁 裁判所書記官 福丘 博 ㊟

### サンプル3 審判確定証明書

審判確定証明書

事件の表示 令和3年（家）第67号 遺産分割申立事件  
当事者の表示 申立人 近代 一郎  
相手方 近代 二郎  
被相続人 近代太郎

審判の日 令和3年12月12日  
確定年月日 令和3年12月26日  
上記のとおり証明する。

令和3年12月26日  
佐賀家庭裁判所 裁判所書記官 福丘 博 ㊟